

Q2 定義（保護の対象、義務の対象）

12	NPO法人や自治会・町内会、同窓会のような非営利の活動を行っている団体も、「個人情報取扱事業者」として、個人情報保護法の規制を受けるのですか。	<p>個人情報保護法にいう「事業」とは、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体を指すものであり、営利・非営利の別を問いません。したがって、非営利の活動を行っている団体であっても個人情報保護法の義務規定の対象となり得ます。</p> <p>ただし、自治会や町内会については、5,000人を超える者で構成される組織は少ないことから、「個人情報取扱事業者」に該当しないことがほとんどであると考えられます。</p>
13	国内で事業活動を行う外国企業や、外国で事業活動を行う日本企業の海外支店も、「個人情報取扱事業者」として、個人情報保護法の規制を受けるのですか。	<p>国内に拠点を構える企業であれば、外国企業であっても「個人情報取扱事業者」に該当します。</p> <p>一方、個人情報保護法に限らず、一般に、国の法令の効力はその領域以外には及ばないとされており、外国で事業活動を行う日本企業の海外支店には、個人情報保護法の規制は及びません。（ただし、日本に所在する本社（個人情報取扱事業者）がその海外支店から個人情報を取得する際には、適正に取得するなどの義務が課せられます。）</p>
14	年賀状などを出す目的で、知人の個人情報をデータベース化して管理していますが、個人情報保護法上、何らかの義務が発生しますか。	<p>個人情報保護法では、一定以上の個人情報を事業に利用する「個人情報取扱事業者」（Q2-10参照）が義務規定の対象になります。したがって、個人的に年賀状を出すなど、私的な目的で個人情報を扱う場合は、義務規定の対象とはなりません。</p>
15	個人情報を「事業の用に供している」とは、どのような意味ですか。加工、分析などをせず、データベースとして利用しているのみであれば、該当しませんか。	<p>「事業の用に供している」とは、事業者がその行う事業のために個人情報を利用していることをいい、特にその方法は限定されません。事業のために個人情報データベース等を作成、加工、分析、提供することだけでなく、事業を行う上で必要となる顧客情報、従業員情報、配達先情報などをデータベースとして利用していることなども含まれます。</p>
16	運送業者が個人情報の入ったCD-ROMを誤配したと後日判明した場合、個人情報保護法上の責任を問われますか。	<p>事業者が、個人情報データベース等の内容に触れることなく、他の有体物と同じように運送、販売等を行う場合については、個人データの内容に関知しないため、そもそも「個人情報データベース等を事業の用に供している」ことになりません。したがって、倉庫業者、運送業者、書店などが、このように個人情報データベース等を取り扱っている場合には、個人情報取扱事業者とはならず、個人情報保護法上の責任は生じません。</p>



Q3 取得・利用に関するルール

1	個人情報取扱事業者は、個人情報の利用目的を「できる限り特定する」として記載されていますが、具体的にはどの程度まで特定する必要がありますか。	<p>利用目的を「できる限り特定する」とは、個人情報取扱事業者が、個人情報をどのような目的で利用するかについて明確な認識をもつことができ、個人情報の本人にとっても、自己の個人情報がどのように取り扱われるか予測することができる程度という趣旨です。</p> <p>このため、特定される利用目的は、できる限り具体的で本人にとって分かりやすいものであることが望ましく、例えば、「顧客サービスの向上のため」というような包括的な利用目的は、利用目的を明確にしたものとはいえないと解されます。</p>
---	---	---